

# パターナリズムは基本的人権を 制約するものなのだろうか

花岡 明正\*

(平成 23 年 10 月 31 日受理)

## Is Paternalism a Restriction on Fundamental Human Rights?

Akimasa HANAOKA \*

Although one of the leading theories considers paternalism as a reason for restriction on fundamental human rights, it in fact constitutes an important element for the promotion and protection of human rights.

Key words: paternalism, fundamental human rights

### 1. 問題の所在

#### 1.1 幸福追求権の本質

日本国憲法は基本的人権を保障する。同時に、国民は基本的人権を常に公共の福祉のために利用する責任を負うものとされる。すべて国民は、個人として尊重される（第 13 条前段）のであり、生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする（第 13 条後段）のである。

日本国憲法第 13 条後段に示される生命、自由及び幸福追求の国民の権利（幸福追求権）の本質については、主だった 2 つの学説がある。ひとつは、「人格説」と呼ばれているもので、人格を中心に、自己決定、自律をその本質として構成するものである。いまひとつは、「個性説」と呼ばれているもので、「ありのままの人間」、個性、自己愛をその本質として構成する。[「人格説」「個性説」の言い方は、渋谷・赤坂『憲法 1 人権』[第 4 版] pp. 241-242 による。]

#### 1.2 公共の福祉

基本的人権は、公共の福祉に反しない限り尊重されるものであるから、基本的人権は「公共の福祉」によつてのみ制約される。「公共の福祉」とは、すなわち基本的人権を制約する根拠である。この公共の福祉について学説史は、教科書的には一元的外在説、二元的内

---

\* 法学(建築学科) 准教授 Law (Department of Architecture and Building Engineering), Associate Professor

在外在説、一元的内在説などと整理されている。また、「公共の福祉」の内容については、自由国家的公共の福祉、社会国家的公共の福祉というように整理される。自由国家的公共の福祉とは、国民各個人の基本的人権の共存のためのものであり、つまるところ他人の権利を侵害しないというものである（他者加害の原理）。権利侵害のほかに憲法秩序の維持を含める説もある。消極目的規制ともいわれる。これに対して、社会国家的公共の福祉とは、社会・経済水準の向上をはかるためのものであり、社会的弱者保護や経済の調和的発展のための規制である。積極目的規制とか、政策的制約とかいわれる。この制約は、経済的自由権のみについて認める説と経済的自由権と社会権について認める説に整理される。

基本的人権について前述の「人格説」は、個人の自己決定・自律を価値の中核に置くものである。個人の自己決定・自律を侵すことは基本的人権に対する重大な侵害と位置づけられる。だから他者の自律・自己決定を侵害することは許されるものでなく、他者の自己決定への侵害は公共の福祉に反するものとして制約されるべきものと説明される。そして、自分自身の自己決定・自律を自ら侵害するようなことも、自律・自己決定が基本的人権の本質的な価値であるのだから、制約されるべきものとされる。人格説は、基本的人権を制約するものとしての「公共の福祉」に、他者加害の原理に基づく制約、政策的制約のほかに、自己加害への制約を付け加える。〔佐藤幸治『憲法（第3版）』pp.405-406、同『日本国憲法論』p.135〕 個性説でも、自己の個性の展開を自ら侵害することは、基本的人権の価値への侵害として、制約の根拠となる。〔坂本昌成『憲法理論Ⅱ』第2部基本権各論第2章「公共の福祉」— 権利行使調整のルールのためのルール〕

自己加害を理由とする基本的人権への制約は、その本人のためになされるものである。その人のためになされるその人への介入・干渉は、パターナリズムと呼ばれる。そこで、基本的人権への制約の根拠としてパターナリズムが挙げられることになる。

はたしてパターナリズムは基本的人権を制約するものなのだろうか？

## 2. パターナリズム論

### 2.1 干渉の正当化論

他者への干渉の正当性を検証する議論のうちのひとつにパターナリズム論はある。他者への干渉はその正当化根拠によって、侵害原理（他者加害原理）、パターナリズム、モラリズムなどが挙げられる。

侵害原理（他者加害原理）は、その者が他者の権利や利益を侵害することを阻止するために干渉を行うものである。過剰防衛となるような場合など、他者への侵害を防ぐことが全て正当化されるというものではない。

モラリズムは、不道徳であるという理由で干渉するものである。政府が制定法によって不道徳を理由として規制すること（リーガル・モラリズム）は、リベラリズムからは、政府の道徳的中立性の要請から否定的に理解される。〔澤登俊雄編『現代社会とパターナリズム』第1章「パターナリズムとは何か」（花岡明正）〕

## 2.2 パターナリズム

パターナリズムは、他者に干渉するのに、その人のために善いことであるという理由によるものである。その人のためであるとしてなされる干渉が、すべて正当化されるものではない。その人のための干渉は、さまざまな態様が分類されるし、正当とされる判断基準についても、さまざまに検討がなされている。

パターナリズムの分類のひとつに、強いパターナリズムと弱いパターナリズムがある。本人の自由な意志決定に欠けるあるいは不十分な場合にその人のために干渉するのが弱いパターナリズムである。例えば本人がパニックに陥っているような場合には、その人のために干渉することは必要なことかもしれないが、そうした場合のパターナリズムである。強いパターナリズムは、本人の十全な判断がなされているにもかかわらず干渉するものである。本人の意思を排除してもその人のためであるとして干渉するものである。強いパターナリズムが正当化される基準は弱いパターナリズムよりも厳しい。自己決定は尊重しなければならないから、他人を侵害しない限り、干渉してはならない — というような、強いパターナリズムは正当化されないと主張する立場もある。しかし例えば、本人が自殺を決意したら、他者加害ではないから、その人のためにその決定を尊重して協力すべきなのだろうか、あるいは、その人のために自殺阻止の干渉を行うべきなのか — といったことを考えるなら、強いパターナリズムはありえないと決めつけられるものではない。

パターナリズムの分類としてはほかにも、干渉の目的が、現状より一層良い状態にするためのパターナリズムと現状より悪い状態になるのを防ぐためのパターナリズムとに分けられる。干渉の仕方にも物理的なものも、情報操作によるものなどがある。情報のパターナリズムというのは、岐路に立つ本人に選択に影響を与える情報を操作するようなパターナリズムである。また、本人に直接干渉するものも、関係する他者に干渉することによって本人への干渉を間接的に行うものもある。たとえば、たばこメーカーに対してパッケージに「有害である」ことを印刷させるのは、喫煙者本人への直接的な働きかけではないが、間接的なパターナリズムである。

パターナリズム正当化の判断基準についての立場はいくつかある。ここでは簡単に述べるにとどめる。

正当性の基準としては、その人の個性や人格の統合的な一体性（パーソナル・インテグリティ）を基準とすべきであろう<sup>1</sup>。

その人らしく生きていくことを助けるための干渉が正当化されるのである。本人の行為が、本人の人生や生活設計を危険にさらすような場合、あるいは、その行為が、本人の低次のランクの欲求からのものであるような場合、善意による干渉は、その人のパーソナル・インテグリティを助けるものなのである。

---

<sup>1</sup> ここでの、パーソナル・インテグリティ [personal integrity] をパターナリズムの正当化基準とするという提唱は、John Kleinig, *Paternalism*, pp.38-78.による。参照、パターナリズム研究会「クライニヒ著『パターナリズム』の紹介」国学院法学 25 卷 3 号 pp.124-130. (平林勝政)、澤登俊雄編『現代社会とパターナリズム』第 7 章「パターナリズムの正当化基準」(花岡明正)。

### 3. 福祉主義とパターナリズム

#### 3.1 正当化論と公共の福祉論

こうした正当性の議論は、日本国憲法解釈論での基本的人権をめぐる解釈論とは、議論の在り方（位相）を異にするものである。そのことに注意して両者の交差するところを確認しよう。

日本国憲法の公共の福祉論での「内在的制約」は、「互いに他者の基本的人権を害してはならないことは基本的人権に内在する当然の制約である」とするものである。それは、侵害原理（他者加害原理）をその中核とするものとして理解できる。自己加害の阻止のための干渉は、その人のために正当化されることがあるというのは、パターナリズムの議論として理解できる。しかし自己加害は、他者加害原理と同じように、基本的人権の制約根拠と言えるのか—というのが問題なのである。

#### 3.2 その人らしさ

自己決定をよりよく行うためには、そのための支援が必要なことがある。人は完全であるよりも、しばしば不完全であり弱いものである、と理解するなら、善意の他者の援助は、必要な場合もある。

例えば患者が治療について自己決定を行うためには、インフォームドコンセントが必要なのである。喫煙を自己決定するに際しては、肺がんの危険性を十分に承知した上で自己決定がされなければならないだろう。こうした情報を提供するといった干渉は、自己決定を助けるものであって、制限するものではない。

あるいは義務教育を例として挙げるなら、義務教育は親の義務である。これは親の教育権（自由権）への制限ともいえるが、むしろ子どもへのよりよい教育の提供として親の教育への援助とも、学習権の実現とも言える。

このように捉え直すなら、自己決定を制約するパターナリズムとされていることも、別に理解することができる。自殺などの自己破壊的行為を行う自己決定を制限するという場合、その干渉する理由は、自己決定を行う主体を不可逆的に失わせることは基本的人権の尊重という価値から許されないということである。それは、自己決定をよりよく実現するための、あるいはそうした自己決定を行う人格的主体としてのその人のための、干渉なのである。パターナリズムは自己決定を制限するのではなく、自己決定をよりよく行うために機能しているというべきなのである。先に見たように、正当化されるパターナリズムは、その人のパーソナル・インテグリティを確保するものでなければならないのである。

パターナリズムは、基本的人権を制約するものではない。

パターナリズムは、基本的人権のよりよい実現を支援するものである。自己決定権を中核に据えて基本的人権を構築するということが誤りではないが、基本的人権は、自己決定権に限られるものではない。個性の伸張、人としての尊厳といったさまざまな人権の相にも配慮すべきである。自己決定の制約といった面からのみパターナリズムを捉えるべきではない。

### 3.3 福祉主義とパターナリズム

パターナリズムは基本的人権の制約理由ではないとすると、日本国憲法解釈にパターナリズムはかかわらないのだろうか、あるいはかかわるとしたら、どのようにかかわるのであろうか。

先述のように、その人のパーソナル・インテグリティを確保・発展させるための干渉が正しいパターナリズムとして正当化されるのである。日本国憲法を構成する原理の中心は個人主義である。そして自由主義・民主主義・平等主義を補完する原理として福祉主義がある。福祉主義は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利（第 25 条）に示される。パターナリズムは、福祉主義と親和的である。この生存権を達成するための干渉は、基本的人権の制約とはならない。

## 4. まとめ

パターナリズムは、その人のパーソナル・インテグリティを基準としてその正しさが判断される。正当化される干渉は、その人のパーソナル・インテグリティにとって有益でなければならない。その人の個性・人格（自己決定）を補うものでなければならない。それはその人の人権を制約するものというよりは、その人の人権を保護し発展させるものでなければならない。

〔付記〕 本稿は、2011 年 3 月開催予定のパターナリズム研究会で報告する予定の原稿であったが、同研究会は、3 月 11 日に発生した三陸沖大地震のため開催されなかった。本誌への掲載により報告の埋め合わせとなればと思う。

## 文 献

- 佐藤幸治『憲法』〔第 3 版〕青林書院 1995 年  
佐藤幸治『日本国憲法論』成文堂 2011 年  
坂本昌成『憲法理論Ⅱ』成文堂 1993 年  
澤登俊雄『現代社会とパターナリズム』ゆみる出版 1997 年  
渋谷秀樹・赤坂正浩『憲法 1 人権』〔第 4 版〕有斐閣 2010 年  
John Kleinig, *Paternalism*, Manchester University Press, 1983.